

季刊

労働おきなわ

2008 Autumn

No.103



沖縄県観光商工部雇用労政課

R100 古紙配合率100%
白色度70%の再生紙を使用しています。

労働相談窓口

フリーダイヤル
0120-610-223

目次

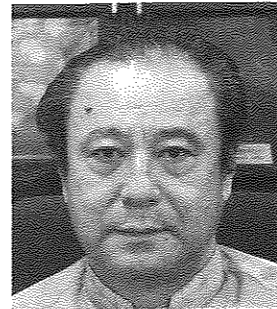
- Relay Essay
 - 日本労働組合総連合会沖縄県連合会 会長 仲村 信正…… 1
- 平成20年中小・中堅企業春季賃上げ要求・妥結状況 … 3
- みんなでグッジョブ運動推進大会2008を開催しました…… 4
- 平成20年度沖縄県労働大学講座及び
勤労青少年の日記念講演会を開催しました …………… 5

- INFORMATION
 - 沖縄版メンター制度(若年者早期離職者定着支援事業)
の導入について …………… 6
 - 労働保険適用促進月間 …………… 8
 - 職場でのセクシュアルハラスメント …………… 9
 - 平成20年度沖縄県産業安全衛生大会 …………… 10
 - 平成20年度 仕事と生活の調和推進講演会 …………… 11
 - おきなわ技能フェスティバル2008 …………… 12
 - 核世代再チャレンジ雇用支援事業・各種イベント情報 … 13
- 労働相談…………… 14
- 労働委員会だより…………… 15
- 労働経済指標…………… 16



【表紙の写真】

平成20年7月15日(火)、ていりるホール(那覇市西)にて、みんながグッジョブ運動推進大会2008を開催。県内の経済団体や経営者、教師、学生など多くの方々に参加しました。



安心して暮らすことのできる 活力ある社会を目指して

～労働を中心とする福祉型社会の実現～

日本労働組合総連合会沖縄県連合会 会長 仲村 信正

取り巻く環境

今、日本はバブル崩壊以降の戦後最長といわれた好景気が終わり、厳しい状況にあると考えられる。要因は原油の高騰に端を発し、生活品にまでおよぶ価格高騰の波が押し寄せている。

沖縄県においても価格の高騰により、物価指数は6月には前年同月比で2.8%の上昇となった。これにともない、家計消費支出が大幅に減少し、その影響が企業の悪化につながり、更には、完全失業率が8%台まで悪化するなど、負の連鎖が続いている。

私たち労働者にとっては、雇用不安や生活不安が膨らんでおり、安心して暮らせる社会の実現には、連合が提唱する「労働を中心とする福祉型社会」を実現することが求められている。

労働を中心とする福祉型社会

すべての人に働く場を保障し、公正な賃金や労働時間、均等待遇など社会的な基準が担保され、労災や失業、老後の生活など、いざというときに生活を保障するしくみが組み込まれ、男女が対等に活躍できる機会

が確保され、ともに責任を担うことができる社会である。

取り巻く現状や課題

バブル崩壊から戦後最長の好景気にかけて、企業業績の回復のため、各企業において正規労働者を削減し、パートや派遣社員等を増やすことを進めてきた。その結果、パートや派遣労働者いわゆる非正規労働者が大幅に増加し、今や労働者の30%以上が非正規労働者となっている。このことは、正社員として働きたくても働けない状況を生み出しており、ワーキングプアの問題や生活保護世帯の増大などの社会問題が引き起こされている。

また、いざというときの保障や社会的弱者を守るためにある社会保障制度が大きく揺らいでいる。少子高齢が進む日本社会において、税、医療、年金などの負担が大きくなり、年金や健康保険に加入できないなど、本来セーフティネットの役割を果たすべき制度が機能していないことが懸念されている。

日本国憲法第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」とあるが、私たちは目指すべき社

会を共有し、知恵を出しながら進んでいかなければならない。

これからの労働のあり方と 目指すべき社会

労働に関する改善の項目は多くあるが、第一には、パート・契約・派遣・請負などの多様な雇用形態で働く労働者の雇用安定と均等待遇の実現である。企業は、その場しのぎの不安定・低賃金労働者を作り出すという安易な方法ではなく、労働者を人財として、知識や経験を積み重ね、企業に付加価値を生み出すように育て、自分の働いている職場に誇りが持てるような環境と活躍できる機会を与えていく必要がある。また、雇用形態による労働条件の格差や待遇の違いがなく、結婚や出産などの人生のサイクルの中で、安心して暮らせるような均等待遇の実現も求められている。

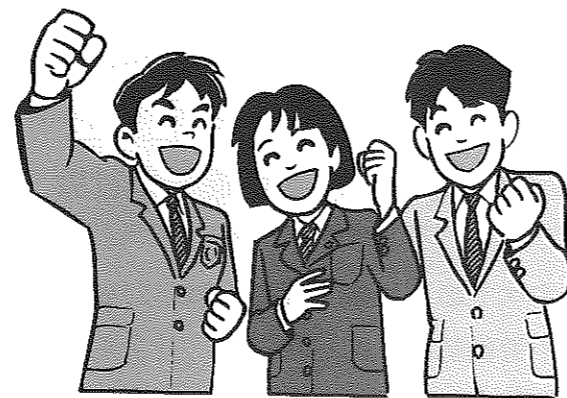
第二には、最低生活の保障である。年収200万円以下で働く者が増加していることや、現行の日本の地域別最低賃金は生活保護と変わらない水準であることから、企業内最低賃金と法定最低賃金の引き上げを連動させ、健康で文化的な生活ができる最低限の保障、セーフティーネットを確立させる必要がある。

まだまだ多くの改善の項目があるが、私たち労働組合も様々な場面での発言や運動を通じて、目指すべき社会の実現に向けた取り組みを進めていきたい。

沖縄県への提言

連合沖縄は、沖縄県への政策課題に関する要請を行ってきた経緯があるが、沖縄経済を取り巻く環境は、沖縄観光の定着や沖縄ブランドの特産品や健康食品等の好材料がある。一方、公共工事の縮小や原油高騰・食料品の価格高騰の影響などマイナス材料も多い。産業構造の変容は必然であり、これに対応した雇用創出や人材育成が望まれている。沖縄県民が望んでいるのは、一時的な好況や繁栄ではなく、自分や子や孫まで安心して暮らせる持続可能な社会の実現である。是非、実現できるようこれからも提言を続け、労働組合としても様々な知恵を出しながら活動していく。

最後に、働く者が夢のある未来と希望を持って暮らせる社会、沖縄のユイマール精神を忘れず、地域でお互いが助け合っていく社会の実現が日本の沖縄の活性化につながることを確信している。それには、政治、行政、経営者、労働者が議論を交わしながら、改革と実践に努力していかなければならない。



平成20年中小・中堅企業春季賃上げ要求・妥結状況

平均妥結額 3,783円 平均賃上げ率 1.57%

- ◇ 県雇用労政課では、県内の平成20年中小・中堅企業春季賃上げ要求・妥結状況の結果をまとめた。
この調査は、企業規模1,000人未満で労働組合を有する県内の民間企業175社を対象に、6月30日時点での要求妥結状況を集計したものである。
- ◇ 今回の調査では、165社から回答が得られ、要求・交渉のあった111社のうち、妥結に至った企業は87社で、妥結率は78.4%となっている。
- ◇ 平均妥結額は、3,783円、賃上げ率は1.57%となっており、前年（3,699円、1.51%）と比べ、額で84円増、率で0.06ポイント上回った。
さらに、妥結企業数を時期別にみると、3月まで17社（前年14社）、4月34社（同35社）、5月15社（同13社）、6月21社（同17社）となっている。
- ◇ 産業別妥結状況をみると、妥結額の高い産業は、「卸売・小売業（5,131円）」、「電気・ガス・熱供給・水道業（4,940円）」、「教育・学習支援業、医療・福祉（4,320円）」などの順になっている。
逆に低い産業は、「運輸業、郵便業（2,926円）」、「複合サービス業、サービス業（2,967円）」、「建設業（3,044円）」などの順になっている。

平成20年中小・中堅企業春季賃上げ要求・妥結状況

（平成20年6月30日現在）

産業区分	事項	企業規模1000人未満				
		集計対象企業数 (社)	妥結前平均賃金 (円)	要求額 (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)
全産業計		87	240,781	8,747	3,783	1.57
製造業計		17	245,499	6,815	3,228	1.32
	食料品・たばこ	9	236,427	5,325	2,503	1.06
	繊維工業	1	×	×	×	×
	化学	2	242,358	10,635	2,905	1.20
	石油・石炭製品	2	393,377	7,977	6,522	1.66
	窯業・土石製品	1	×	×	×	×
	鉄鋼	1	×	×	×	×
	金属製品	1	×	×	×	×
	建設業	4	230,227	4,887	3,044	1.32
	電気・ガス・熱供給・水道業	4	230,551	7,351	4,940	2.14
	情報通信業	8	302,295	11,932	3,940	1.30
	運輸業・郵便業	23	238,746	11,502	2,926	1.23
	卸売・小売業	20	219,141	6,542	5,131	2.34
	金融・保険業、不動産業	2	236,209	12,883	3,747	1.59
	宿泊業、飲食サービス業	3	190,653	5,267	3,846	2.02
	教育、学習支援業、医療	3	275,533	13,335	4,320	1.57
	複合サービス業、サービス業	3	256,004	7,918	2,967	1.16

1 数値は単純平均である。

2 ×印は企業数が少ないため公表を差し控えるもの。

～みんなでグッジョブ運動推進大会2008を開催しました～

7月は、完全失業率全国並み改善の実現に向けた県民運動である「みんなでグッジョブ運動」の推進期間。その一環として7月15日、ていりるホール（那覇市西）にてみんなでグッジョブ運動推進大会2008が、経済団体や経営者、教師、学生など多くの方々の参加のもと開催されました。

大会では、まず、今年度新設された「グッジョブ表彰」が行われ、雇用創出・働きやすい職場づくりなどにおいて優れた取組を行っているアクシーズ株式会社、株式会社CSKコミュニケーションズ、トランスコスモスシー・アール・エム沖縄株式会社、株式会社前田産業、琉球ジャスコ株式会社が仲井眞知事から表彰されました。

その後、那覇高等学校3年生の島袋賢吾さん、インターナショナルリゾートカレッジの金子昌恵さん、沖縄国際大学4年生の屋富祖留李さんによる就職に対するアピールや、「沖縄の雇用 どうする？」～私の役割、あなたの役割を考える～をテーマにアルベルトシロマ氏（歌手）、津波信一氏（俳優・タレント）、川端保夫氏（株式会社沖縄教育出版社長）、栗本建三氏（琉球ジャスコ株式会社）によるトークセッションを開催しました。

最後に、出演者全員によるみんなでグッジョブ運動県民宣言を行い閉幕しました。

推進大会の開催により、完全失業率改善のため、私たち一人ひとりが何ができるかを考え実行していく契機となることができたと思います。



グッジョブ表彰功労者



アクシーズ株式会社

【選考結果・理由】 ～ 雇用創出・働きやすい職場づくり ～

同社の職員79名全員（うち女性が72名）が正社員であり、また、育児・介護休暇や子供の看護休暇等の整備等女性労働者の働きやすい環境づくりに努めていること等が高く評価されました。

株式会社CSKコミュニケーションズ

【選考結果・理由】 ～ 雇用創出・正規社員登用 ～

直近5年間で県内から566名を採用しているほか、直近3年間で131名を契約社員から正規社員へ登用していること等が高く評価されました。

トランスコスモスシー・アール・エム沖縄株式会社

【選考結果・理由】 ～ 雇用創出・働きやすい職場づくり ～

1,753名の従業員を雇用し、今後も雇用の拡大を計画しているほか、社内託児所の設置による職場環境の改善や学生への職場体験等キャリア教育の実施等が高く評価されました。

株式会社前田産業

【選考結果・理由】 ～ 社内人材育成・正規社員登用 ～

充実した社員教育プログラム等により就労意欲の向上に務めているほか、平成17年～20年に53名の正規社員への登用等が高く評価されました。

琉球ジャスコ株式会社

【選考結果・理由】 ～ 雇用拡大・正規社員登用 ～

若年者雇用、平成19年から68名の非正規から正規社員への登用、高齢者再雇用、仕事と子育ての両立支援等総合的な取り組みが高く評価されました。

平成20年度沖縄県労働大学講座及び「勤労青少年の日」記念講演会を開催しました

平成20年7月30日、浦添市産業振興センターで県の主催による沖縄県労働大学講座及び「勤労青少年の日」記念講演会が、約100名の参加者のもと、開催されました。

まず「勤労青少年の日」記念講演会として、ライブコーチで音楽家の紀々様をお招きし「あなたを応援！～励まし屋のセルフコーチング入門」というテーマで、働く意欲を高めるためのセルフコーチングについて御講演いただきました。

セルフコーチングとはコミュニケーションスキルではなく、自分自身と向き合うスキルであり、自分と向き合う「鏡時間」が足りていないとイキキ度は低くなる。また、一人一人がイキキすることは、組織の活性化につながる、と説明されました。

「他人と過去は変えられないが、自分と未来は変えられる、物事をどう捉えるかが大切」と説き、童謡の「キラキラ星」を3通りのアレンジで演奏し、捉え方について分かりやすく実演していただきました。

また、『〇〇せねば』ではなく『〇〇したい』という目標設定がよい。『ねば』の目標に向かうと、サイドブレーキをかけたままアクセルを踏むような状態で、とても疲れてしまう。不要なブレーキを解除し、最小限のアクセルで前進できる『〇〇したい』に変えるために何ができるか考えてみよう、と話されました。



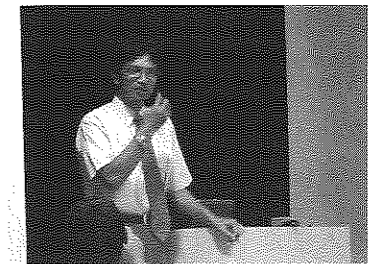
次に「沖縄県労働大学講座」として、弁護士加藤裕氏をお招きして「知っておきたい

身近な労働問題～変化する労働法」というテーマで、県内における個別労使紛争の実例や三月に施行された労働契約法及び、改正パートタイム労働法を中心に御講演いただきました。

「県内の労働問題の大半は解雇事件である。零細企業は使用者と労使者との信頼関係があることを理由に、労使協定を結ばないところが多いため、労使間でのトラブルが生じた時、事業主は不利益を被ることがある。事業主は、きちんと法律に基づいて契約して初めて、信頼関係が成り立つことを理解しなければならない。」と話されました。

また、労働法は時代の流れで、多様な労働形態の必要性により規制緩和されてきたが、必ずしも効果があったとはいえ、様々な問題が生じている。

今は、規制緩和を改める時期であり、労働法は今、曲がり角にきていると説明されました。



最後に、最近、組織率が落ちている労働組合について、風通しの良い職場作りや健全な労使関係の構築のためにも労働組合の果たす役割が重要であると話されました。

～参加者の感想～

- ・イキキ度を上げるためのモチベーション、方法を見つけるきっかけになり良かった。
- ・オカリナ演奏によるセルフコーチングはとても解りやすく楽しかった。
- ・労働講座は具体的事例もあり解りやすかった。
- ・法律は取っ付きにくく積極的になれなかったが、関連する本を読みたいと思った。

沖縄版メンター制度(若年者早期離職者定着支援事業)の導入について

沖縄労働局職業安定部職業安定課

～せっかく採用した新卒社員がすぐに辞めてしまったり、やっと仕事を覚えて「さあ、これから期待できる!」と思っていた矢先に転職してしまい、困った経験はありませんか?～

産業構造や若年者の就業意識の変化等に伴い、若年者の早期離職傾向が続いています。

沖縄県は、全国に比べて、大学及び高校卒業者の3年以内の離職者が高いこと、及び若年者を中心とした安易な離転職を繰り返す者が多いことが県内の高い失業率、とりわけ若年者の高失業率の大きな要因となっています。

こうした状況の改善を行うため、平成20年度より県内全域(5地域)で若年者早期離職者定着支援事業を実施しています。この事業は、企業経営者等に対して、若年者の職場定着のための取り組みの重要性とその効果を伝えていくとともに、その代表的な手法となるメンター制度導入のための実践的な講習を行ない、傘下企業等への周知、啓発を行うことにより、若年者の職場定着の促進を図り、雇用失業情勢の改善に繋がることを目的としています。

同事業を県内で受託した5カ所の団体は、那覇商工会議所(南部地区)、宮古島商工会議所(宮古地区)の2商工会議所と宜野湾市商工会(中部地区)、名護市商工会(北部地区)、石垣市商工会(八重山地区)の3商工会です。

各地区で地域の特性や独自のネットワークを活用して、企業に対して沖縄版メンター制度の導入促進を図っていきます。

また、会員企業だけではなく、一般企業も制度の活用ができますので本事業に興味のある企業経営者の皆さんは、今後各地区で開催される同制度のセミナーへ参加してみたいはいかがでしょうか。各団体のホームページや広報誌にも逐次掲載されますのでチェックをお願いします。

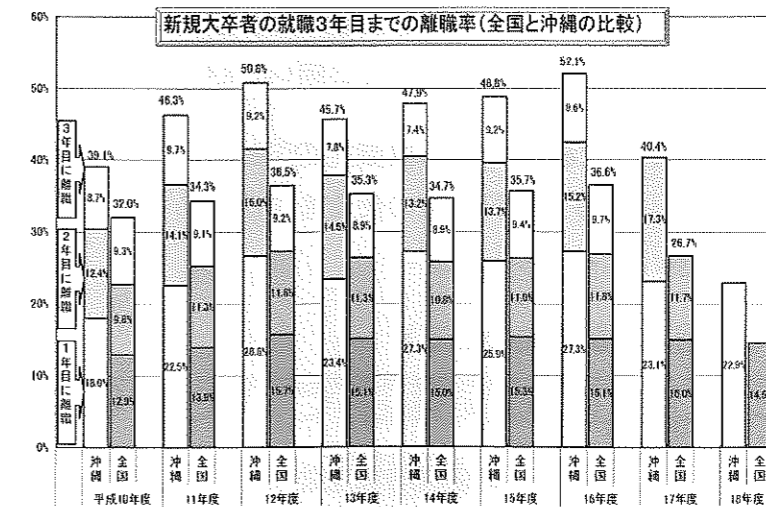
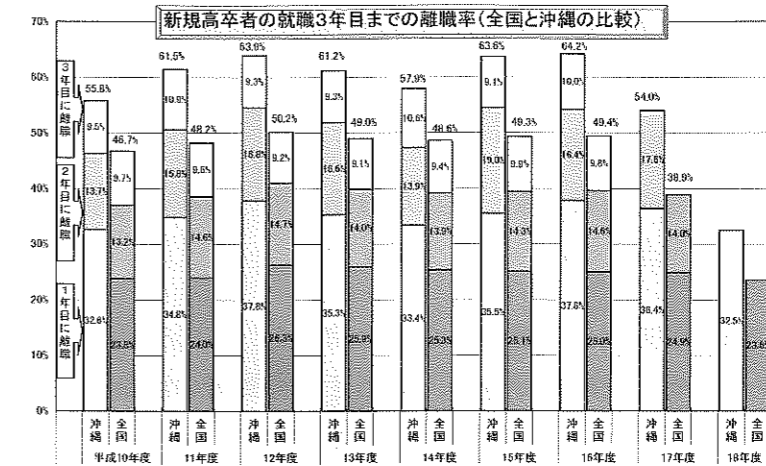
メンターとは、

新入社員などの教育や仕事の悩みの相談・精神的なサポートをするための専任者。ギリシャ神話に登場する人物(メントル)の名前が語源。メントルはトロイの戦争で有名なオデッセウス王の親友で、王が戦場に出かけるにあたり、留守中に、次期王となる息子のテレマウスの教育を託された人で、政治学、帝王学の伝授や人格的成長を促すことで次の王にふさわしい人間に育てる重要な役割を担った。ホメロスの叙事詩では、メントルは、良き教育者、理解者、ロールモデル、後見人として歌われている。

メンター制度とは、

現在、産業界で注目されている「メンター」とは、コーチングと同じく、元々はアメリカが

起源で、日本にあるアメリカなどの外資系企業が組織開発や人材教育の一環として本社で実践されていたものが、日本の大手企業の注目・関心を集め導入されるようになった。統一した定義づけはされていないが、一般的には「職業という世界において、良き相談相手・助言者となり、仕事上の秘訣を教え、コーチし、役割(ロール)モデルとなり、メンティ(受け手)のキャリア発達を援助する存在」となる。



メンター制度の問い合わせ先

地区別	名称	住所	電話番号
南部地区	那覇商工会議所	那覇市久米2丁目2番10号	098-868-3758
中部地区	宜野湾市商工会	宜野湾市真志喜1丁目11番11号	098-897-0111
北部地区	名護市商工会	名護市中1丁目19番24号	0980-52-4243
宮古地区	宮古島商工会議所	宮古島市平良字西仲宗根3丁目1番	0980-72-2779
八重山地区	石垣市商工会	石垣市浜崎町1丁目1番4号	0980-82-2672

『1人でも雇ったら、必ず入るもの。
それは「労働保険」です!』

10月は「労働保険適用促進月間」です。

・・・未手続きの事業主は早めに入入手続きを・・・
厚生労働省・沖縄労働局・労働基準監督署・公共職業安定所

労働保険は労災保険と雇用保険の総称で、労働者を一人でも雇用する事業主はすべて加入しなければならない政府管掌の保険です。

- ◆ 労災保険とは、業務災害や通勤災害を被った労働者やその家族のために必要な保険給付を行い、また、社会復帰の促進、援護等を行う制度です。
- ◆ 雇用保険とは、労働者が失業した場合に必要な給付を行い、生活の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて労働者の職業の安定を図るため、雇用安定事業、能力開発事業、雇用福祉事業を行う制度です。

労働者の雇用の安定と、職場の安全は企業経営の要です。企業の繁栄と労働者福祉の向上のためにも、労働保険制度に対するご理解とご協力をお願い申し上げます。

労働保険への入入手続きがまだお済でない事業主の方は、お早めに入手続き下さい。

なお、中小事業主の入入手続き等の事務処理の便宜を図るため、労働保険事務組合への事務委託制度がありますのでご利用をお勧めします。

《未手続き事業に対する費用徴収制度について》

入入手続きを怠っていた場合は

労働保険は政府が管理、運営している強制的な保険であり、原則として労働者を一人でも雇っていれば、事業主は労働保険の入入手続きをとり、労働保険料を納めなければなりません。

なお、事業主が故意又は重大な過失により労災保険の保険関係成立届けを提出していない期間中に、労働災害が生じ労災保険給付を行った場合、遡及して労働保険料を徴収するほか労災保険給付に要した費用の一部を徴収することとなっております。

沖縄労働局は、労働保険未手続き事業一掃対策として、再三の入加入指導にも応じない場合は、職権による入加入手続きを強力に推し進めていきます。

なお、詳しくは沖縄労働局労働保険徴収室 (TEL 098-868-4038) または、最寄りの労働基準監督署か公共職業安定所へお問い合わせ下さい。

悩んでいませんか？

職場でのセクシュアルハラスメント

男女雇用機会均等法が
解決のお手伝いをします

セクシュアルハラスメントの被害にあった時はどうすればいい？

職場におけるセクシュアルハラスメントって何？

私の職場にはどんなセクシュアルハラスメント対策があるんだろう？

セクシュアルハラスメントのない職場づくりのために心がけることは？

専門のセクハラ相談員が対応します。
お気軽にご相談ください。

●相談日時：毎週 木曜日 9:00~16:00

来所相談：要予約、無料、秘密厳守
電話での相談も受けます。

●相談場所：沖縄労働局雇用均等室

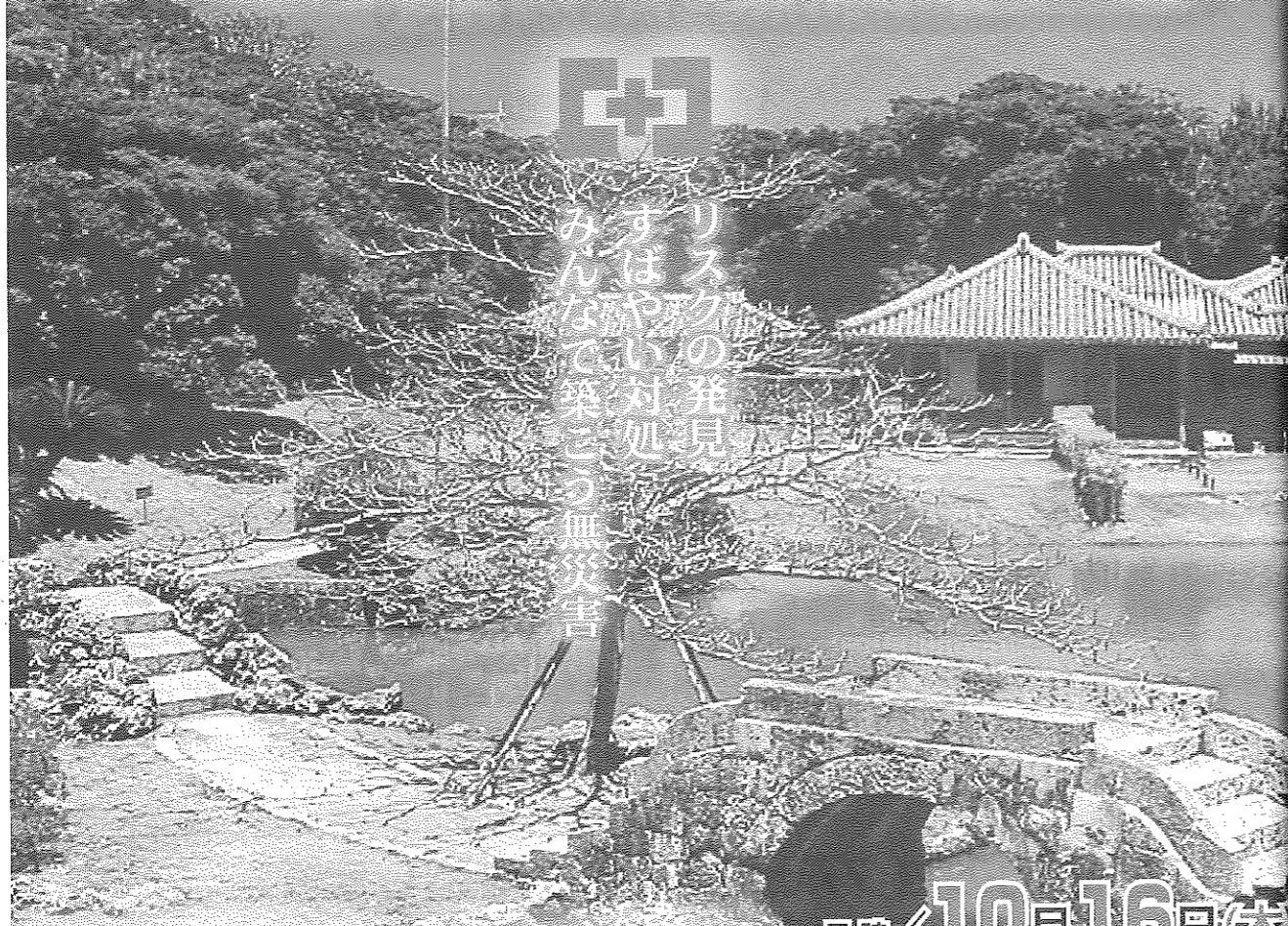
〒900-0006 那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎1号館

TEL：098-868-4380 / FAX：098-869-7914

●対象者：労働者、事業主等

※平日は、8:30~17:15 雇用均等室の職員が対応します。(土日、祝日を除く)

平成20年度
沖縄県産業安全衛生大会



みすはな
 りすはな
 ばなはな
 ののの
 発見
 対処
 無
 災
 害



講師
 あおき かずお
 青木 一雄

「健康で働くために」
 ～見過ごす！職場環境・働き方・働き方～
PROFILE
 昭和92年 3月 大分医科大学医学部卒業
 昭和92年 10月 大分医科大学医学部講師・准教授を経て
 平成20年 4月 琉球大学医学部医学科 教授に就任し現在に至る。
 日本産業衛生学会【代議員】
 日本産業ストレス学会【評議員】
 日本予防医学リスクマネージメント学会
 【評議員・広報委員】
 日本労働安全衛生コンサルタント会労働衛生部会幹事
 等数多くの学会で活躍



大会長
 呉屋 守将
 (社)沖縄県労働基準協会会長

最も厳しい所、事業場の様子はいかにお過ごしでしょうか、県内の厳しい経済状況を反映して昨年の労働災害による死者数(休業4日以上)が過去22年間で最悪を記録し、本年においても増加傾向は止まることがなく根本的な対策を講ずる必要が生じております。
 また、一般健康診断の有所見率も高く、一方で産業構造の変化、就労・雇用形態の多様化、働く環境の変化などから仕事に関する強い不安やストレスを感じている労働者の割合が増加しています。
 このような状況のなかで、県内労働災害防止団体は「安全で快適」な職場環境の確保の実現をめざして本年も大会を開催いたします。

日時/10月16日(木)
 午後2:00~5:00
 会場/ラグナガーデンホテル
 ☎(098)897-2121

第1部 14:30~ 表彰式
 第2部 15:30~ 特別講演
 アトラクション
 「ちむどんステージ」大太鼓演奏!

共 催 (社)沖縄県労働基準協会/建設業労働災害防止協会沖縄県支部/陸上貨物運送事業労働災害防止協会沖縄県支部/港湾貨物運送事業労働災害防止協会沖縄県支部
 林業・木材製造業労働災害防止協会沖縄県支部/鉱業労働災害防止協会沖縄支部/(社)日本クレーン協会沖縄県支部/(社)日本ボイラ協会沖縄支部
 (社)建設荷役車両安全技術協会沖縄県支部/沖縄産業保健推進センター
 後 援 沖縄労働局・沖縄県・宜野湾市・中央労働災害防止協会

多くの皆様のご参加をお待ち申し上げます。

講演会のお知らせ

平成20年度 仕事と生活の調和推進講演会

やさしく強い企業をめざして
 ~ワーク・ライフ・バランス実現のメリット

と き:平成20年10月17日(金)
 午後1:30~4:00
 と ころ:パシフィックホテル沖縄
 カネオホールム
 定 員:120名
 ※要申込み

参加無料

ワーク・ライフ・バランスとは…
 老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態である。
 (男女共同参画会議「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する専門調査会」より)



講師の紹介



小室 淑恵 (こむろ よしえ)

- 1975年東京生まれ。
- 97年、日本女子大学文学部在学中1年間アメリカに滞在、住み込みのベビーシッターを経験。
- 99年、株式会社資生堂に入社。社内のビジネスモデルコンテストで優勝し、1年という異例の速さで本社経営企画室IT戦略担当に抜擢。女性が働きやすい社会を実現するために、インターネットを利用した育児休業者の職場復帰支援サービス新規事業を立ち上げ、社内起業家として社内外から脚光を浴びる。
- 2005年9月に資生堂を退社後、2006年7月に株式会社ワーク・ライフバランスを設立。女性の育児休業者に限らず、男性の育児休業者、介護休業者、うつ病などでの休業者が職場にスムーズに復帰することができるようにサポートする仕組み「armo (アルモ)」を開発。
- 私生活では2003年に結婚。2006年4月、第一子を出産。充実したワーク&ライフを過ごす活動的な女性として多くの人から支持を得ている。



主催:沖縄県、(財)21世紀職業財団沖縄事務所
 後援:沖縄労働局、沖縄県経営者協会、沖縄県中小企業団体中央会、沖縄県商工会議所連合会、沖縄県商工会連合会、沖縄県工業連合会、沖縄県建設業協会、沖縄県女性団体協議会、沖縄県中小企業家同友会、日本労働組合総連合会沖縄県連合会、沖縄県労働組合総連合、沖縄タイムス社、琉球新報社(順不同)

■申込・問い合わせ先■
 〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2(県庁8階)
 沖縄県観光商工部雇用労政課 労政福祉班 担当:宮城

電話 098-866-2366
 FAX 098-866-2355
 E-mail miygits@pref.okinawa.lg.jp



おきなわ技能フェスティバル2008

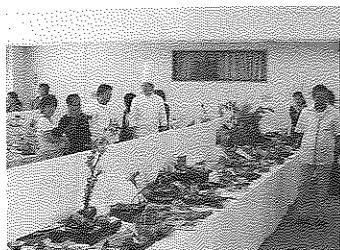
おきなわ技能フェスティバルは、技能労働者の技能の向上と技能に対する社会一般の認識を深め、本県の経済産業、観光振興並びに技能尊重気運の醸成を図ることを目的として開催する『職人』による技能イベントです。

とき 平成20年10月26日(日) 10:30~16:00
ところ 那覇地域職業訓練センター(那覇市西3-14-1)

★第22回 沖縄県調理技能競技大会★

技能労働者の有する熟練技能を的確に評価し、目標を与えることにより技能者の技能及び社会的評価の向上を図る。

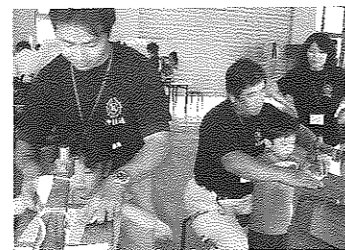
- 競技部門：日本料理部門「会席の部」、西洋料理部門「コースの部」、氷彫刻部門、洋菓子部門
- ものづくりふれあい体験コーナー(調理職人と一緒に料理を作ろう!)
スパイスチキンのロールサンド、太巻寿司など7品の料理体験
- プロの味試食コーナー(プロの作った料理を堪能しよう!)
ブルクンあんかけ、県産鶏もも肉トマト煮込みなど6品の無料試食



★平成20年度 技能展★

技能士会及び職業能力開発施設の活動紹介、作品の展示、即売及びものづくり無料体験を実施する。

- 展 示：婦人子供服、かりゆしウェア、畳製品など
- 即 売：テーブル、三線、盛花、ブーケなど
- 実 演：エアブラシ作業、石膏ジャバラ引など
- 紹 介：技能検定制度、職業訓練施設等
- ものづくり無料体験コーナー(技能士さんと作業しよう!)
貯金箱、ウェルカムフラワー、お手玉、コサージュ、原型づくり、ネームプレート、しっくり玉、ミニ六角形畳づくりなど



主 催 沖縄県職業能力開発協会・(社)沖縄県技能士会連合会
 (社)沖縄県調理師会・沖縄県飲食業生活衛生同業組合
(事務局) 沖縄県職業能力開発協会 那覇市西3-14-1 (TEL 098-862-4278)

核世代再チャレンジ雇用支援事業



★★核世代再チャレンジ雇用奨励金が始まります♪★★

事業主の皆さん、活用しませんか~!

この事業は、ハローワークが紹介する35歳以上44歳以下(「核世代」)の求職者を事業主が短期間(原則3か月)試行的に雇用(「再チャレンジ雇用」)し、その間に、事業主と対象労働者との業務遂行にあたっての適性や能力などを見極め、相互に理解を深めていただき、その後の常用雇用への移行を支援する制度です。
 例えば・・・○試験や履歴書、面接だけで判断しても不安

- 業務の遂行能力はあるのか?
- 就業規則等は守れるのか?

【奨励金の支給】対象労働者1人につき月額5万円×最大3か月分
 (予算に限りがありますので、実施出来ない場合がございます。ご了承下さい。)



全て参加無料!

就職個別カウンセリング
 ※一人30分程度

★お仕事へのトビラ

~就職支援セミナー・就職個別カウンセリング~

日 程：平成20年10月~平成21年1月下旬(下表参照)
 平成21年2月上旬(那覇市、沖縄市各1回予定)

対象者：40歳代迄(学生除く)

セミナー日程

開催地	日 時	会 場
那覇市	10/6(月) 13:00~16:00	沖縄産業支援センター
宮古島市	11/13(木) 13:00~16:00	宮古島マリンターミナルビル
石垣市	11/20(木) 13:00~16:00	大濱信泉記念館
那覇市	1/21(水) 13:00~16:00	沖縄産業支援センター
那覇市	1/28(水) 13:00~16:00	沖縄産業支援センター
名護市	1/30(金) 13:00~16:00	名護中央公民館

就職支援セミナー
 (開始より1時間程度)

★人材戦略セミナー・雇用支援制度活用相談会

※ただし、宮古・八重山は相談会のみ

日 程：平成20年10月~11月(期間中全5回、下表参照)

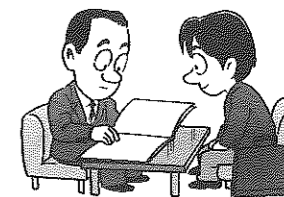
対象者：県内企業の経営者・人事総務担当者・他

セミナー日程

開催地区	日 時	会 場
那覇地区	10/22(水) 13:30~17:00	沖縄かりゆしアーバンリゾート・ナハ
北部地区(名護市)	10/24(金) 13:30~17:00	名護中央公民館
中部地区(宜野湾市)	10/29(水) 13:30~17:00	ラグナガーデンホテル
宮古地区(宮古島市)	11/14(金) 13:30~16:00	宮古島マリンターミナルビル
八重山地区(石垣市)	11/21(金) 13:30~16:00	大濱信泉記念館

※他に企業向けセミナーとして12月中旬頃開催予定

【お問い合わせ先】(財)雇用開発推進機構 TEL:098-859-6140 FAX:098-859-6220
 URL: http://www.empact.or.jp/empact.home.nsf



最低賃金制度について

相談内容

私は、食料品の小売店を経営しています。沖縄県の最低賃金の時給618円×8時間=4,944円を少し上回る時給625円（日給5,000円）で店員を雇っています。法律が改正され、最低賃金も改正されると聞いていますが、どうなるのでしょうか。

回答

最低賃金制とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。仮に最低賃金額より低い金額を労使合意の上で定めても、それは法律上無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。

最低賃金には、当県の産業や職種にかかわらずすべての労働者に適用される「地域別最低賃金」と特定の産業の労働者とその使用者に適用される「産業別最低賃金」とがあります。

貴店の店は産業別賃金の各種商品小売業が適用され、現在でも最低賃金額は時給648円になります。地域別最低賃金との差額（23円【648円-625円】×時間）を店員に支払わなければなりません。

本年7月1日から施行された最低賃金法では、次のように罰則が強化されました。1) 地域別最低賃金額を下回る賃金を支払った場合の罰金の上限額が2万円から50万円に引き上げられ、2) 産業別最低賃金額を下回って支払った場合については、最低賃金法の罰則(2万円)は適用されなくなり、労基法違反(120条)として、上限額30万円が適用されるようになりました。

最低賃金の額ですが、改定までの間は現行のままです。改定については、地域別賃金の場合は毎年10月頃、産業別は毎年10月～2月の間に改定されています。店員の賃金を決める際には沖縄労働局や県の労働相談窓口から情報を得て決めて下さい。

参考

1. 地域別最低賃金の決定に当たっては、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう(憲法25条)」生活保護法との整合性に配慮することとなった。
2. 適用除外の見直し、最低賃金の適用除外とされていた①障害により、著しく労働能力の低い者、②試の使用期間中の者、③認定職業訓練を受けている者等に関する適用除外許可規定が廃止され、最低賃金の減額特例許可規定が新設され、労基署長が認定できるようになった。
3. 派遣労働者には、派遣先の地域(産業)に適用される最低賃金が適用されることになった。
4. 最低賃金額の表示単位が、時間額のみとなった。

労使間のトラブルで悩んでいませんか？ ～労働委員会のあっせん制度～

組合・労働者個人と使用者との間で、労働条件に関するトラブルが起こったとき、当事者同士で話し合いをしても解決できない場合があります。このようなとき、当事者の間に入り、その主張を整理して紛争解決の援助をする**あっせん**という制度があります。

〈あっせんとは何ですか？〉

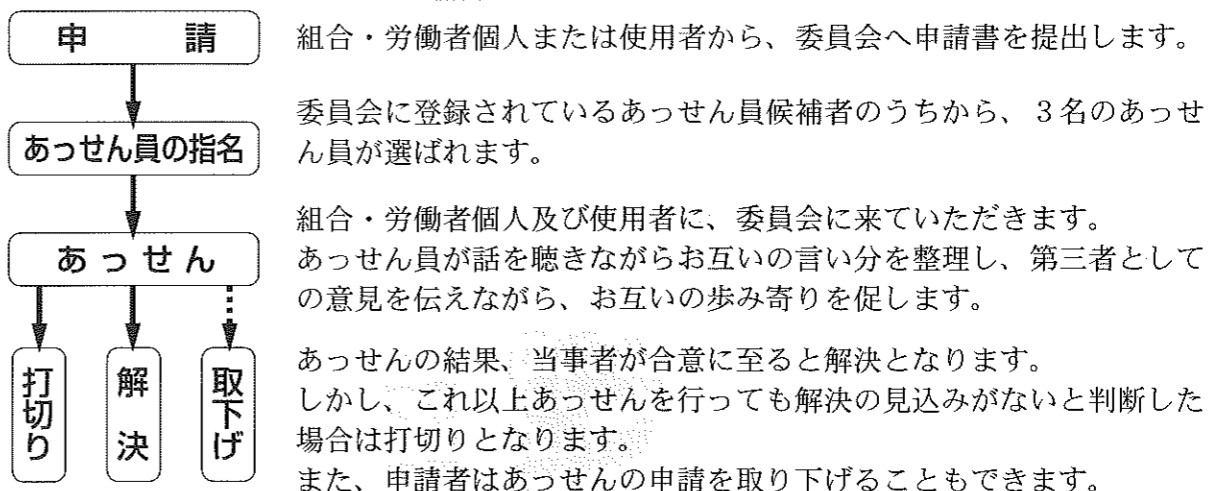
組合・労働者個人と使用者との間で、労働条件に関するトラブルが起こり、話し合いをしても解決できない場合に、組合・労働者個人または使用者から労働委員会に申請すると、あっせんを行います。(あっせんの対象とならない場合や、あっせんに適しないと判断される場合もあります。詳しくは、労働委員会へお問い合わせください。)

あっせんでは、労働委員会が間に入って話し合いや交渉の手助けを行い、解決に向けてお手伝いをします。

※あっせんは、あくまでも当事者の歩み寄りの仲立ちをするものであり、法律に適用しているか、正当であるかどうかといった判断をしたり、解決案を強制するものではありません。

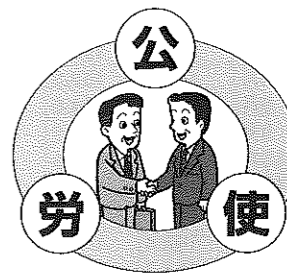
〈あっせんではどのようなことをするのですか？〉

あっせんの流れ



〈あっせんを利用するメリットは何ですか？〉

- 労働委員会のあっせんの特徴は、公益の代表者(公益委員)、労働者の代表者(労働者委員)、使用者の代表者(使用者委員)から各1名計3名であっせんにあたることです。それぞれの立場から助言することで、より公正な解決を目指します。
- あっせんの手続には、費用はかかりません。
- あっせんは非公開ですので、当事者のプライバシーは守られます。



〈あっせん申請のご相談やご質問はこちらへ〉

お問い合わせ先： 沖縄県労働委員会事務局（県庁2階）
TEL 098-866-2551 FAX 098-866-2554
ホームページ <http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=195>
Eメール aa160008@pref.okinawa.lg.jp

沖縄県労働経済指標

項目 年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者 数	完全 失業率	一般職業紹介状況				消費者物価指数	
	一般労働者		パートタイム労働者				有効			就職件数	H17=100	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県			求職者数	求人数	求人倍率		那覇市	全国
千人	人	千人	人	千人	%	人	人					
平成9年	34,875	210,829	6,438	45,096	36	6.0	21,678	5,270	0.24	1,592	102.6	102.7
10年	34,602	210,290	6,721	45,036	47	7.7	24,391	4,526	0.19	1,328	103.4	103.3
11年	35,033	259,350	8,502	58,059	51	8.3	26,170	5,771	0.22	1,457	103.4	103.0
12年	34,682	262,400	8,779	55,173	50	7.9	27,487	7,759	0.28	1,858	103.2	102.2
13年	34,281	256,145	9,097	56,817	53	8.4	29,774	7,875	0.26	1,823	102.2	101.5
14年	33,656	261,222	9,472	49,238	52	8.3	30,625	9,158	0.30	1,937	101.0	100.6
15年	33,213	260,403	9,685	53,843	49	7.8	31,037	11,220	0.36	2,253	100.7	100.3
16年	28,921	277,660	9,470	77,476	49	7.6	32,501	12,979	0.40	2,464	100.8	100.3
17年	32,188	273,547	10,907	93,239	51	7.9	34,890	15,016	0.43	2,485	100.0	100.0
18年	32,445	271,386	11,089	98,683	50	7.7	33,741	15,454	0.46	2,560	99.8	100.3
19年	32,714	271,242	11,558	98,024	47	7.4	32,351	13,697	0.42	2,463	100.2	100.3
19年7月	32,904	272,801	11,611	93,097	51	7.9	33,190	13,361	0.40	2,376	100.0	100.1
8月	32,810	275,349	11,658	94,405	49	7.5	32,334	13,654	0.42	2,453	100.7	100.6
9月	32,823	273,971	11,676	95,169	50	7.6	31,237	13,856	0.44	2,146	100.9	100.6
10月	32,830	269,504	11,741	103,274	47	7.2	32,380	14,273	0.44	2,771	101.2	100.9
11月	32,929	266,243	11,786	101,585	42	6.5	30,840	12,966	0.42	2,321	101.1	100.7
12月	32,949	266,720	11,773	100,912	44	6.8	28,119	11,853	0.42	1,869	101.2	100.9
20年1月	32,912	273,276	11,665	92,790	45	7.0	28,673	11,966	0.42	1,970	101.0	100.7
2月	32,922	274,180	11,582	95,066	45	7.1	29,744	13,141	0.44	2,590	101.0	100.5
3月	32,834	268,514	11,520	89,257	44	7.0	30,892	13,726	0.44	2,779	101.7	101.0
4月	33,395	279,553	11,504	91,691	41	6.5	32,867	12,914	0.39	2,737	101.2	100.9
5月	33,422	280,352	11,627	91,415	49	7.6	32,269	12,270	0.38	2,372	102.1	101.7
6月	33,391	278,910	11,734	96,065	55	8.4	31,639	11,715	0.37	2,101	102.4	102.2
資料 出所	県統計課				沖縄労働局				県統計課			

項目 年月	労働時間の動き						賃金の動き							
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与			
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
平成9年	158.3	161.8	145.8	151.4	12.5	10.4	421,384	298,441	316,622	235,635	104,762	62,806		
10年	156.6	162.4	145.2	152.5	11.4	9.9	415,675	297,257	315,829	235,258	99,846	61,999		
11年	153.5	161.3	142.4	150.1	11.1	11.2	396,291	336,248	306,167	264,785	90,124	71,463		
12年	154.9	162.2	143.3	150.9	11.6	11.3	398,069	327,432	308,930	262,037	89,139	65,395		
13年	154.0	162.4	142.8	151.1	11.2	11.3	397,366	318,669	309,254	258,020	88,112	60,649		
14年	153.1	159.1	141.7	149.4	11.4	9.7	387,638	323,993	305,700	262,059	81,938	61,934		
15年	153.8	158.3	141.7	148.4	12.1	9.9	389,664	318,438	307,471	257,227	82,193	61,211		
16年	153.3	154.1	140.9	144.8	12.4	9.3	376,964	281,400	299,380	235,425	77,584	45,975		
17年	152.4	153.5	140.0	145.3	12.4	8.2	380,438	275,214	300,918	232,352	79,520	42,862		
18年	153.5	155.3	140.6	147.0	12.9	8.3	384,401	278,588	302,746	234,846	81,655	43,742		
19年	154.2	152.4	140.8	144.3	13.4	8.1	377,731	299,015	299,782	247,936	77,949	51,079		
19年7月	157.4	152.3	144.2	144.2	13.2	8.1	440,010	323,677	299,687	247,930	140,323	75,747		
8月	152.1	154.0	139.3	146.0	12.8	8.0	311,171	265,454	298,369	249,117	12,802	16,337		
9月	151.3	149.2	138.0	141.4	13.3	7.8	303,649	249,843	299,224	248,578	4,425	1,265		
10月	156.4	155.6	142.8	147.8	13.6	7.8	306,409	250,328	300,882	249,098	5,527	1,230		
11月	160.2	155.5	146.4	147.3	13.8	8.2	328,795	251,324	301,638	247,182	27,157	4,142		
12月	153.2	150.2	139.3	141.5	13.9	8.7	720,733	553,919	301,955	247,378	418,778	306,541		
20年1月	142.9	147.7	130.1	139.1	12.8	8.6	313,444	246,522	299,175	246,346	14,269	176		
2月	154.2	150.2	140.8	142.1	13.4	8.1	306,545	253,428	301,697	246,621	4,848	6,807		
3月	153.9	153.5	140.0	144.4	13.9	9.1	321,390	255,087	303,184	250,609	18,206	4,478		
4月	158.3	157.6	144.6	149.8	13.7	7.8	314,347	256,665	305,279	251,481	9,068	5,184		
5月	150.8	151.4	138.0	143.1	12.8	8.3	310,063	247,979	299,815	246,705	10,248	1,274		
6月	157.1	154.3	144.4	146.5	12.7	7.8	578,170	441,080	300,856	247,673	277,314	193,407		
資料 出所	県統計課						沖縄労働局						県統計課	

注) 有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値
 注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上
 注) 平成16年12月以前の季節調整値は新季節指数により改訂

「労働おきなわ」103号(琉球労働から通巻177号)

2008年9月30日発行

編集・発行/沖縄県観光商工部雇用労政課
 〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2
 TEL(098)866-2366
 FAX(098)866-2355

<http://www.pref.okinawa.jp/>▶目的別メニュー(雇用・労働)▶労政福祉

発行人/比嘉 徹
 印刷所/有限会社アトム印刷
 〒901-0417 与那原町字与那原3157-3
 TEL(098)944-1355
 FAX(098)944-1716